

お客様各位

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の変更について

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下「高速道路6会社」という。）は、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、徹底した取り締まりと合わせ、高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を変更いたします。

(1) 割引停止措置等の変更内容

■首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等を適用いたします。

現状

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	無



変更後

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	有

■車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映します。
※車両制限令違反に対する点数は、6会社が管理するすべての道路の違反点数を合算します。

現状

違反を行った道路	情報の共有化
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	無



変更後

違反を行った道路	情報の共有化
東、中、西日本 首都、阪神、本四	有

(2) 割引停止措置等の実施方法 詳細については各社のホームページをご覧ください。

(3) 実施時期 平成28年10月1日